

報告第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 11 月 30 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 18,606円

2 賠償の相手方

住所 \*\*\*\*\*

氏名 \*\*\*\*\*

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和4年7月1日午後5時頃

(2) 事故発生場所 埼玉県川越市寺尾979番地2

(3) 事故の内容 市職員が運転する車両が事故発生場所の交差点を直進する際、車両の右前方から左折してきた相手方の子が運転する自転車と接触した。

(4) 被害の程度 相手方自転車の前輪部分の損傷

令和4年10月4日

ふじみ野市長 高 畑 博